

北海道告示第 10364 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 3 年 7 月 9 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 3 年 3 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ東光

旭川市東光 12 条 6 丁目 203 番地 3

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイイチ

代表取締役 若園 清

帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイイチ 代表取締役 鈴木 達雄

帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47

(変更後) 株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清

帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47
株式会社ジーフット	代表取締役社長 松井 博史	愛知県名古屋市長千種区今池 3 - 4 - 10
株式会社ロバ菓子司	代表取締役 水道 美貴子	旭川市上常盤町 1 丁目
鴨崎 禮子		旭川市二条通 2 丁目
丸日商事株式会社	代表取締役 堤 知之	旭川市永山 1 条 4 丁目 1 番 13 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47	(ア)
株式会社ロバ菓子司	代表取締役 水道 美貴子	旭川市上常盤町 1 丁目	
鴨崎 禮子		旭川市二条通 2 丁目	
美鈴コーヒー株式会社	代表取締役 鈴木 修平	東京都世田谷区南鳥山 6 丁目 18 番 21 号	(イ)
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	(ウ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和 2 年 11 月 5 日

上記(3)イ (ア) 令和 2 年 11 月 5 日

上記(3)イ (イ) 令和 2 年 12 月 5 日

上記(3)イ (ウ) 令和 2 年 8 月 11 日

- (5) 変更する理由
 - 上記(3)ア 建物設置者の代表者の氏名に変更が生じたため
 - 上記(3)イ(ア) 小売業者の代表者の氏名に変更が生じたため
 - 上記(3)イ(イ) 出店のため
 - 上記(3)イ(ウ) 小売業者の代表者の氏名に変更が生じたため
- 2 届出年月日
令和3年3月3日
- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
令和3年3月9日(火)から令和3年7月9日(金)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで